

| 資料編 |

資料編 目次

1. 計画策定の経緯

(1) 策定経過	65
(2) 市民参画の状況	66
(3) 岐阜市地域福祉推進委員会における審議経過	68
(4) 計画策定に関する条例、規則、要綱	76

2. 本市の地域福祉を取り巻く状況

(1) 地域社会の状況	81
(2) 地域福祉活動の状況	86
(3) 地域福祉推進施策に係る市民意識	88
(4) 高齢福祉分野の法制度改革の動向(35ページの補足説明・岐阜市高齢者福祉計画抜粋)	98

1. 計画策定の経緯

(1) 策定経過

市と市社協は、平成 24 年度に、それぞれの計画を継承する第 3 期岐阜市地域福祉計画・第 3 次岐阜市地域福祉活動計画の策定に向けた調査を合同で実施したことを契機として、お互いの計画の在り方を検討・協議した結果、従来は別々に策定してきた 2 つの計画を一体的に策定することとしました。

平成 25 年度及び 26 年度は両計画の一体化に向けた調整を行いながら、成果検証、課題整理、施策事業の見直し等を行いました。

i) 計画策定のため基礎調査の実施、計画の在り方の検討（平成 24 年度の取組み）

	基礎調査、計画の在り方検討
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査（8 月に市民、社会福祉施設・事業者、NPO に郵送） ● 関係団体等ヒヤリング調査（6～12 月に 9 団体等を対象として） ● 地域福祉市民会議（自由参加の市民によるワークショップ。10～11 月に 5 回開催） <p>岐阜市社会福祉協議会と合同で、第 3 期岐阜市地域福祉計画（市計画）及び第 3 次地域福祉活動計画（市社協計画）の基礎調査として実施した。</p> <p>当該年度末に、市・市社協は、相互に連携を深め、より効果的に地域福祉を推進していくため、第 3 期市計画及び第 3 次市社協計画を一体的に策定することとした。</p>

ii) 計画の策定（平成 25,26 年度の取組み）

	計画の立案・審議	市民参画
主 な 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜市地域福祉推進委員会 （H25 に 2 回、H26 に 4 回開催） 市・市社協は、外部有識者等からなる岐阜市地域福祉推進委員会を設置し、計画案を審議した。 ● 岐阜市地域福祉推進連絡会議 （H25.4～H27.2 に 5 回開催） 計画の立案にあたっては、市・市社協の職員からなる地域福祉連絡会議を組織し、主要課題ごとにプロジェクトチームを編成するなどして、計画案を立案した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜市地域福祉市民会議（H25.10） 平成 24 年度の会議結果やそれを計画案に反映させることを前提として整理した「新たな計画策定へ向けた課題」を提示した上で改めて意見を求めた。 ● 社協支部に対する意見聴取 （H26.8～11 に郵送） ● 市社協地域福祉事業部会における計画案に対する意見聴取（H26.10） 全社協支部（50 支部）に、計画骨子案に対する意見を求めた。その結果も加味した計画案を市社協地域福祉事業部会に対する意見を聴取。結果を平成 26 年度第 3 回委員会で審議した。 ● パブリックコメント（H26.11～12）

(2) 市民参画の状況

① アンケート ※詳細は 84 ページに結果の一部を掲載

- 調査方法 郵送による調査票配布・回収
- 実施期間 平成 24 年 7 月 3 日～7 月 24 日
- 調査対象等

対 象	抽出条件等	配布対象数	回収数 (率)
市民	20 歳以上。無作為抽出	2,000 人	841 人 (42.1%)
社会福祉施設・事業所	全数	302 施設等	186 施設等 (61.6%)
NPO 法人	全数 (福祉関係)	64 法人	24 法人 (37.5%)

② ヒヤリング

- 実施方法 対象となる団体等の会合への参加又は団体代表者への面談
- 調査対象等

団体等	ヒヤリングの場	実施日 ※全て平成 24 年	参加者数 ※延べ人数
社会福祉協議会支部	主事連絡会 (5 ブロック)	6/19、21、25、27、 29	48
老人クラブ連合会	理事会	7/13	7
児童館・児童センター	運営委員会 (3 館)	5/31、6 /27、7/19	61
青少年育成市民会議	推進員会 正副ブロック長会	8/1	20
福祉コミュニティ構築 推進支援事業の補助対 象団体	代表者等を訪問 (5 団体)	7/23、25、25、26、 27	8
生活・介護支援 サポーター養成講座の 修了者	修了者懇談会 ※上記社会福祉協議会主事 連絡会でも聴取	12/11	10
民生委員・ 児童委員協議会	理事会	7/10	9
地域包括支援センター	地域ケア会議 (2 か所)、 連絡協議会 (1 か所)	7/27、8/9、16	125
知的障害者相談員、 身体障害者相談員	研修会	7/19 (知的) 7/20 (身体)	86

③ 地域福祉市民会議 ※88 ページに当該会議においてなされた提言等を掲載

ア 平成 24 年度

- 実施方法 誰でも自由に参加し、発言・意見交換できる場を設置し、ワークショップ形式で、日頃感じている地域の福祉課題やその解決方法を討議してもらうことを通じて、市民意識・意向を聴取
- 調査対象等

回	日 時	※全て平成 24 年	話し合いのテーマ	参加者数 ※() 内は職員数
第 1 回	10/25 (木)	18:30 - 20:30	あなたの地域の福祉課題	34 (9)
第 2 回	10/27 (土)	10:00 - 12:00	子育て世帯の地域福祉	18 (6)
第 3 回	11/ 2 (金)	18:30 - 20:30	高齢者の地域福祉	24 (9)
第 4 回	11/17 (土)	14:00 - 16:00	障がい者の地域福祉	53 (9)
第 5 回	11/22 (木)	18:30 - 20:30	まとめ	28 (10)

イ 平成 25 年度

- 実施方法 平成 24 年度会議参加者に呼びかけ、平成 24 年度の会議結果やそれを計画案に反映させることを前提として整理した「新たな計画策定へ向けた課題」を提示した上で、課題整理の妥当性等に関する意見を聴取
- 調査対象等

日 時	※全て平成 24 年	話し合いのテーマ	参加者数 ※() 内は職員数
10/25(木)	18:30 - 20:30	新たな計画づくりへ向けた課題	29 (17)

④ 社協支部

ア 社協支部に対する意見聴取

- 調査方法 平成 26 年度第 2 回委員会の審議を経てとりまとめた計画骨子案を、全社協支部 (50 支部) に郵送。骨子案に対する加筆・修正等を照会
- 実施期間 平成 26 年 8 月 5 日～9 月 12 日
- 結 果 45 支部、28 件のご意見

イ 市社協地域福祉事業部会における意見聴取

- 調査方法 前項の支部意見を加味して取りまとめた計画案を市社協地域福祉事業部会に提出し、意見を聴取
- 実施期間 平成 26 年 10 月 7 日
- 結 果 8 件のご意見

⑤ パブリックコメント ※90 ページに主な意見とそれに対する市の考え方を掲載

- 調査方法 市政情報コーナー、各コミュニティセンター (8 か所)、柳津地域振興事務所、福祉政策課窓口計画案を閲覧・配布。直接・郵送・ファクシミリ・eメールにより意見提出を受付
- 実施期間 平成 26 年 11 月 11 日～12 月 11 日
- 結 果 28 通 52 件のご意見

(3) 岐阜市地域福祉推進委員会における審議経過

① 委員名簿

氏名	所属	備考
飯尾 良英	中部学院大学	委員長
五十川 勝也	岐阜市身体障害者福祉協会	
井上いほり	岐阜市自治会連絡協議会	
梅田 哲正	岐阜市医師会	
木村 一義	岐阜市老人クラブ連合会	
郷 春子	岐阜市介護支援専門員連絡協議会	
篠田 洋子	岐阜市民生委員・児童委員協議会	
田口 将人	公募委員	
田中 公子	岐阜市赤十字奉仕団	
畑 数幸	岐阜市社会福祉協議会	副委員長
林 喜美子	生活協同組合 コープぎふ	
林 宏澄	で愛ふれ愛街の幸せ隊	
久松 明美	公募委員	
矢島 香代	岐阜市青少年育成市民会議	
吉村 希至	岐阜市小中学校校長会	

(五十音順、敬称略)

② 審議スケジュール

ア 平成 25 年度

回	月 日	議 事
第 1 回	8 月 28 日	(1) 委員長・副委員長の選出について (2) 審議事項、スケジュール等について (3) これまでの取り組みについて (現行の市計画及び市社協計画の概要) (4) 岐阜市における地域福祉の課題①について
第 2 回	12 月 20 日	(1) 平成 26 年度市計画（第 2 期地域福祉計画を 1 年延長する計画）及び新たな計画策定へ向けた課題整理②（市計画の実績等に基づく課題整理）について (2) 市社協計画の平成 25 年の進捗状況報告

イ 平成 26 年度

回	月 日	議 事
第 1 回	7 月 4 日	(1) 岐阜市における地域福祉の課題③（市社協計画の実績等に基づく課題整理）について
第 2 回	8 月 21 日	(1) 岐阜市地域福祉推進計画の「基本的な考え方」等（骨子案 1～4 章第 1 節）について (2) 岐阜市地域福祉推進計画の「重点プロジェクト」（骨子案 4 章第 2 節）について
第 3 回	10 月 21 日	(1) 岐阜市地域福祉推進計画案について
第 4 回	1 月 13 日	(1) 岐阜市地域福祉推進計画の策定について



↑ 岐阜市地域福祉推進委員会の様子 ↑

③ 主な意見

計画の「基本的な考え方」等に関するご意見

平成 25 年度第 1 回委員会 (H25.8/28)

- 計画策定にあたり、「地域で何ができるのか、どんな地域にならなければならないのか？」そのための行政の施策の在り方、市社協をはじめとする団体やボランティアの果たすべき役割を明確化していかなければならない。
- 現在は、市民レベルの活動と行政がかみ合っていないように感じられる。行政、市民活動・事業者の間のネットワークが築かれる計画としていきたい。

平成 25 年度第 2 回委員会 (H25.12/20)

- 地域福祉計画において大切なのは、基本的に地域の中で高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者を地域住民、ボランティア、NPOとしてどう支えていくのかを計画化していくことである。地域の中で起きている高齢者などの生活上の困難、孤立、孤独をどのように支え合い、助け合っていくのか計画の中に盛り込んでいきたい。
- 公助と共助の協働の推進をどのように実現していくのかが課題。行政と市社協の計画を同時に策定していくことで、地域福祉における行政と市社協のそれぞれの役割をしっかりと作っていくべき。行政の役割として地域福祉に対する基本的な姿勢や取り組みがないと市民の安心にはつながらない。

平成 26 年度第 1 回委員会 (H26.7/4)

- 人口減少、2025 年問題等々の中、新たな計画によって地域福祉をどう推進できるか。行政サービスを整備し、それが着実に利用できるよう機能させること。そのためには住民相互の助け合い、声かけ。外へ出ていけない方がいれば、仲間内から一緒に外出しようと呼びかけ合える地域でなければならない。さらには、認知症による徘徊、生活困窮者、精神障がい者などの地域課題を抱える中で地域の絆をいかに築いていけるか。

平成 26 年度第 2 回委員会 (H26.8/21)

- 計画の基本的な考え方として、地域福祉に取り組む主体が市民であることを明確にすべき。

平成 26 年度第 3 回委員会 (H26.10/21)

- 新たな活動モデルが 5 年程度のうちに浸透していくのは、全体の 6 割、即ち 30 地区程度であることが、前計画（第 2 次岐阜市地域福祉活動計画）の実績等から見込まれる。このことを踏まえ、成果指標の計画終了年度の値は、「30 地区」とすべき。

「重点施策① 支え合い活動の基礎となる情報基盤整備」立案の基礎となったご意見

平成 25 年度第 1 回委員会 (H25.8/28)

- 支援を必要としている人は、支援に関する知識がなく、福祉委員等からの働きかけをする仕組みづくりが重要である。
- 個人情報保護をしなければならぬという考え方が地域福祉活動の推進を阻む例が散見されるため個人情報の取り扱いについての考え方を整理していく必要がある。
- 個人情報保護の壁に対しては「手上げ方式」のように、地域で個人情報を共有してよいという本人同意を得るしくみでもって対応していかないと解消できない。
- 子どもからお年寄りまで、皆が支え合う活動の大切さとともに、個人情報の取り扱いについて理解を深めていくことが必要である。

平成 25 年度第 2 回委員会 (H25.12/20)

- 災害時の取り組みについて市と市社協の事業が連動していない。今後、相互に情報交換するなどして、要援護者台帳や命のバトンをもっと利用価値の高いものにしていくことが必要。
- 市の要支援者名簿は市社協には届かない。社協支部では独自に災害時の要支援者名簿を集めている。防災マニュアルは自主防災隊で作ることになっている。それらを基に有事の際は助けようというのが社協支部の活動となっている。
- 支援が必要な高齢者等に対し“手を差し伸べる”施策だけではなく、支援を必要とする人がすすんで“顔を見せる”よう仕向けていく施策も必要。

平成 26 年度第 1 回委員会 (H26.7/4)

- 手助けが必要と自ら情報発信できるしくみが必要。
- 個人情報の取扱やプライバシーに関して、芥見南地区では独自に見守りや災害時要援護者支援等の対象者となることについて全世帯に意向調査し、福祉委員に情報提供されることについての同意とともに、福祉活動の支援対象となる旨の申し込みをしてもらっている。
- 高齢化が進めば、益々福祉委員は必要となるので、民生委員と福祉委員の役割の違いを明確化すべきである。

↓ 平成 26 年度第 1 回委員会資料

日常・災害時における課題

- 要支援者と言われる障がい者等の情報が少ないため、平時から顔の見える関係づくりが必要である

福祉委員活動における課題

- 個人情報やプライバシーの保護により、地域福祉活動の推進を阻んでいる例もあり、個人情報の取扱について検討する必要がある。
- 社協が進める福祉委員の役割が明確になっていないため、地域で活動しやすいよう整理する必要がある。

平成 26 年度第 2 回委員会 (H26.8/21)

- 福祉委員の役割の中に、「自主防災隊との協力」も含め明示すべき。

平成 26 年度第 3 回委員会 (H26.10/21)

- 福祉委員の選任は、単位自治会ごとに自治会長の推薦を経るなどのプロセスが望ましい。

「重点施策② 支え合い活動を担う人材の養成」立案の基礎となったご意見

平成 25 年度第 1 回委員会 (H25.8/28)

- 生活・介護支援サポーター養成事業は、手助け活動の立ち上げを担う人材育成の講座になっていない。また、個人宅に入る立場にあるという認識が得られるような資格が付与されるわけでもない。どうすれば、事業目的とするような活動が立ち上がってくるのか、再検討すべきである。
- 民生委員は、生活保護世帯の増加や高齢化により多忙であるため、生活・介護支援サポーターのような人材の必要性はますます高くなっている。
- 回覧板を回すことや町内会費の集金も、お互いの顔が見える地域づくりの大切な機会であり、「ポストに入れて回覧」するのではなく、「顔を見合わせ手渡しすること」≒「地域福祉の推進」という市民啓発を図るべき。

平成 25 年度第 2 回委員会 (H25.12/20)

- 新たに地域福祉に興味がある人に対しどうやって“きっかけ”を与えるかが課題。地域には活動に前向きな人がいるはず。積極的に参加を促すことが必要。
- サポーターだけの活動が立ち上がると、地域の中に別の団体ができてしまう。市社協の見守り活動や自治会など、地域との連携が図れるのか疑問である。
- 子育て世代において、子どもが小学生になると地域福祉との関わりが希薄になる。また、年老いてから地域福祉の必要性を感じる頃には関わり方がわからなくなっている。地域福祉活動が疎遠になる年代の人も巻き込んでいく施策も必要。

↓平成 25 年度第 2 回委員会資料

2-2 生活・介護支援サポーター養成事業の成果

【成果】

平成 21 年から 24 年末までに、280 名を養成

受講者の地域福祉活動への参加状況 (受講者へのアンケート調査結果)

○地域での福祉活動について	
活動している	68.2%
活動していない	15.0%
無回答	15.0%
○主な活動 (上位 3 つの回答)	
1 いきいきサロン活動の立ち上げ、手伝い	43.4%
2 要支援者の見守り	17.4%
3 話し相手	11.2%
○活動していない理由 (上位 3 つの回答)	
・活動内容や取組み方がわからない	36.4%
・一人で不安 (仲間がいない)	18.2%
・要支援者がわからない	16.6%

重点施策事業における課題のまとめ②

2 生活介護支援サポーター養成事業

- 支え合い活動の実践へ向け地域力を段階的に高めたいける
(ex 「仲間づくり→地域課題発見→見守り→助け合い」)
講座内容としていくこと
- 講座修了者が地元で行う見守り・助け合い活動の立ち上げ
(サポーターとしてお活動) を支援していくこと

平成 26 年度第 1 回委員会 (H26.7/4)

- 生活・介護支援サポーター研修の対象について、地域の各種団体に手を広げてみてはどうか。
- 講座の募集を広く市民に呼びかけてはどうか？地域福祉を進めるために生活・介護支援サポーター養成講座を行っているという情報は多くの方に知ってもらうことも必要である。
- 社協地域福祉コーディネーターの増員もさることながら、地域の核となるようなリーダー的人材を見出し育てていく施策が必要。

「重点施策③ 支え合い活動を担う団体への支援」立案の基礎となったご意見

平成 25 年度第 1 回委員会 (H25.8/28)

- アンケート結果にある「見守り」の具体的な活動内容がどのようなものとして市民に理解されているのかについて十分な認識をもった上で、施策を検討していくべきである。

平成 25 年度第 2 回委員会 (H25.12/20)

- この事業には住民参加による新たなサービスや助け合い活動を組織化するという狙いがあったが、「見守り活動」だけに留まっている感じがする。新たなサービスが地域で創出されるような取り組みが必要である。
- 重点事業のどれか一つでも地域で実施するよう指導することはできないか。

↓平成 25 年度第 2 回委員会資料

1-2 福祉コミュニティ構築推進支援事業の成果

【成果】

10 地区が福祉コミュニティの構築推進を実践

(H22 本荘・鶴山・島、H23 本田・三輪南、H24 西部芥見、H25 金巻・黒野・厚見)

- ⇒
- | | |
|------------|------|
| ①見守り体制の充実 | 9 地区 |
| ②災害時要援護者対策 | 1 地区 |
| ③手助け活動 | 1 地区 |

重点施策事業における課題のまとめ①

1 福祉コミュニティ構築推進支援事業

- 地域ごとに（小地域福祉活動の実践状況や担い手となる団体の意向に応じて）支援を必要とする人を対象とした住民相互の見守り活動や助け合い・仲間づくり活動を支援していくこと
 - ・さらにより多くの地域で見守り活動等を立ち上げ
 - ・見守り活動のさらなる充実
 - …孤立不安を抱える（リスクの高い人）を漏らさず把握
「誰が、誰を」「どのように」見守るかの体制づくり
 - ・助け合い活動の立ち上げ
- 小地域での「お互い様」助け合い活動として馴染みにくい生活支援活動を担うボランティア、NPO 等テーマ型地域福祉活動を支援していくこと
 - ex. 活動の担い手に一定以上のノウハウや時間的余裕が求められるもの
- 地域福祉活動における個人情報の取扱いについての感方が方を整理していくこと

平成 26 年度第 1 回委員会 (H26.7/4)

- 地域の福祉活動には地域間格差が大きい。
- 地域福祉を推進していくには社協支部が中心とならなければならない。しかし支え合いといっても、それができそうなのは、せいぜい 10 支部程度ではないかと思う。代表者の発想を変え、専任スタッフを確保していかなければならない。もはや民生委員が社協活動の主な担い手となる時代ではない。民生委員にはアドバイザーとして関わってもらわなければならない。福祉委員の役割が明確でないという課題整理が事務局からあったが、ぜひ、支部組織改革及び役員の意識改革と併せて取り組んでいただきたい。
- これまでに、組織・しくみづくりは進んできたものの、実質をとまなっていないものもある。各地域の格差をどう解消していけるか。まだまだ起動していない地域も多く、それをどうしていくかについての施策が必要。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に対し、芥見東のような「小さな手助け」活動の情報提供をし、協働を促進することで、自助・共助・公助の連携が取れるようになるのではないかと思う。

「重点施策④ ボランティア・NPO支援機能の充実」立案の基礎となったご意見

平成 25 年度第 1 回委員会 (H25.8/28)

- どちらかという、岐阜市で地域福祉が語られる場合にはボランティアやNPO団体に目を向けられることが少ないように思うが、計画策定にあたって、実態把握し、これらも重要な担い手であることを認識する必要がある。
- 地域住民と岐阜市、市社協とのかかわりだけではなく、市民がかかわっている事業者、消費者団体、市、市社協とが連携して情報を共有し、取り組みを進めていく必要がある。生活協同組合においても、介護等の福祉サービスの実施、助け合い活動、茶話会等の地域福祉活動、さらには地域福祉団体に対する補助制度等も実施している。

平成 25 年度第 2 回委員会 (H25.12/20)

- 公助でできないことをボランティアやNPOが担うというのは発想が逆転していると思う。ボランティアやNPOは自らニーズを先取りし、地域への浸透を図っていくものである。

平成 26 年度第 1 回委員会 (H26.7/4)

- 「で愛ふれ愛街の幸せ隊」のメンバーは社協の研修を受けた者でH25実績は70名程度。将来的には各コミュニティセンター単位ぐらいで、このような活動が展開できると良いと思う。
- 助け合いにボランティア団体である「で愛ふれ愛街の幸せ隊」には地域包括支援センターから要請がある。
- 運営には持続可能な手段も取り入れる必要がある。サービスの有料化、有償ボランティア化を図り、育成には支援マナーを身に着ける学習や、リタイア後の生きがい活動を他市町から学ぶことはできないか？

↓平成 26 年度第 1 回委員会資料

ボランティア相談窓口における課題

- 市内におけるボランティア支援の拠点(相談窓口)が社協のボランティアセンター、市(障害学習センター、市民協働NPOセンター)と分散しており、(仮称)市民活動交流センターの開設に伴い、連携する必要がある。

「重点施策⑤ 公的な相談支援と地域福祉活動の協働」立案の基礎となったご意見

平成 25 年度第 1 回委員会 (H25.8/28)

- 今後の地域福祉活動の在り方を検討していくにあたっては、国の介護保険制度改革の動向を十分に踏まえていく必要がある。
- 現在は、市民レベルの活動と行政がかみ合っていないように感じられる。行政、市民活動・事業者の間のネットワークが築かれる計画としていきたい。
- 今後の地域福祉活動の在り方を検討していくにあたっては、国の介護保険制度改革の動向を十分に踏まえていく必要がある。

平成 26 年度第 1 回委員会 (H26.7/4)

- 介護保険制度のケアマネジメントには、インフォーマルサービスを位置付けていくことが必要。その意味で、「で愛ふれ愛街の幸せ隊」や芥見東の「小さな手助け」の事例には期待が持てる。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者へ情報を提供し協働を促進することで地域福祉活動としての連携が図れるのではないか。
- 社協ボランティアセンターがケアマネ等からの問い合わせもコーディネートしていくべき。
- 少しずつ社会の意識を変えていく必要がある。要となるのが地域福祉コーディネーターの活動強化である。地域には誰かの役に立ちたいと思っている住民は必ずいる。住民の力を引き出すために地域福祉コーディネーターの担う役割は大きい。
- ケアマネ等に社会資源を大いに生かせるケアプランを作る意識改革をしていく必要がある。

平成 26 年度第 2 回委員会 (H26.8/21)

- 重点施策の記述にあたっては、介護保険の地域支援事業等、他に定める行政計画の事業との関係や、社協コーディネーターの役割を整理する必要がある。

(4) 計画策定に関する条例、規則、要綱

岐阜市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担当事務は、同表右欄に定めるところとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）（抜粋）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	岐阜市地域福祉推進委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画の策定及び地域福祉活動の推進に関する事項についての調査及び審議

岐阜市地域福祉推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体等が推薦する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする

岐阜市地域福祉推進委員会設置要綱（市社協の要綱）

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、岐阜市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定と策定後の計画の進行管理を行うため、岐阜市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、社協会長が委嘱する委員25名以内をもって組織する。

（任期）

第3条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。

3 委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、岐阜市社会福祉協議会事務局に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

（任期の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にも関わらず、平成31年3月31日までとする。

（招集の特例）

3 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず社協会長が招集する。

岐阜市地域福祉推進連絡会議要綱

(設置)

第 1 条 本市の各部局及び岐阜市社会福祉協議会が連携し、地域福祉の推進に必要な施策の総合的かつ計画的な立案及び実施を図るため、岐阜市地域福祉推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする

(1) 岐阜市附属機関設置条例(平成 25 年岐阜市条例第 7 号)別表に規定する岐阜市地域福祉推進委員会が審議する事項に係る部局及び岐阜市社会福祉協議会の意見の調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、別表に掲げる課等の課長級職員 21 人及び岐阜市社会福祉協議会の職員で組織する。

(会長)

第 4 条 連絡会議に会長を置き、福祉政策課長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議の会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連絡会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第 6 条 連絡会議は、専門事項に関する調査及び検討を行うため、プロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームに属すべき委員は、第 3 条に規定する各委員がそれぞれ指名する。

(庶務)

第 7 条 連絡会議の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 4 日から施行する。

別表（第3条関係）

部 等		課 等	
市民生活部		防犯・交通安全課	
福祉部		福祉政策課	
		指導監査課	
		介護保険課	
		福祉事務所	生活福祉二課
			障がい福祉課
			高齢福祉課
	子ども家庭課		
	保育事業課		
健康部		健康増進課	
	保健所	地域保健課	
都市防災部		都市防災政策課	
		防災対策課	
まちづくり推進部		まちづくり推進政策課	
市民参画部		市民参画政策課	
		市民協働推進課	
		人権啓発センター	
教育委員会		学校指導課	
		社会教育課	
		青少年教育課	
子ども・若者総合支援センター		子ども・若者総合支援センター	

2. 本市の地域福祉を取り巻く状況

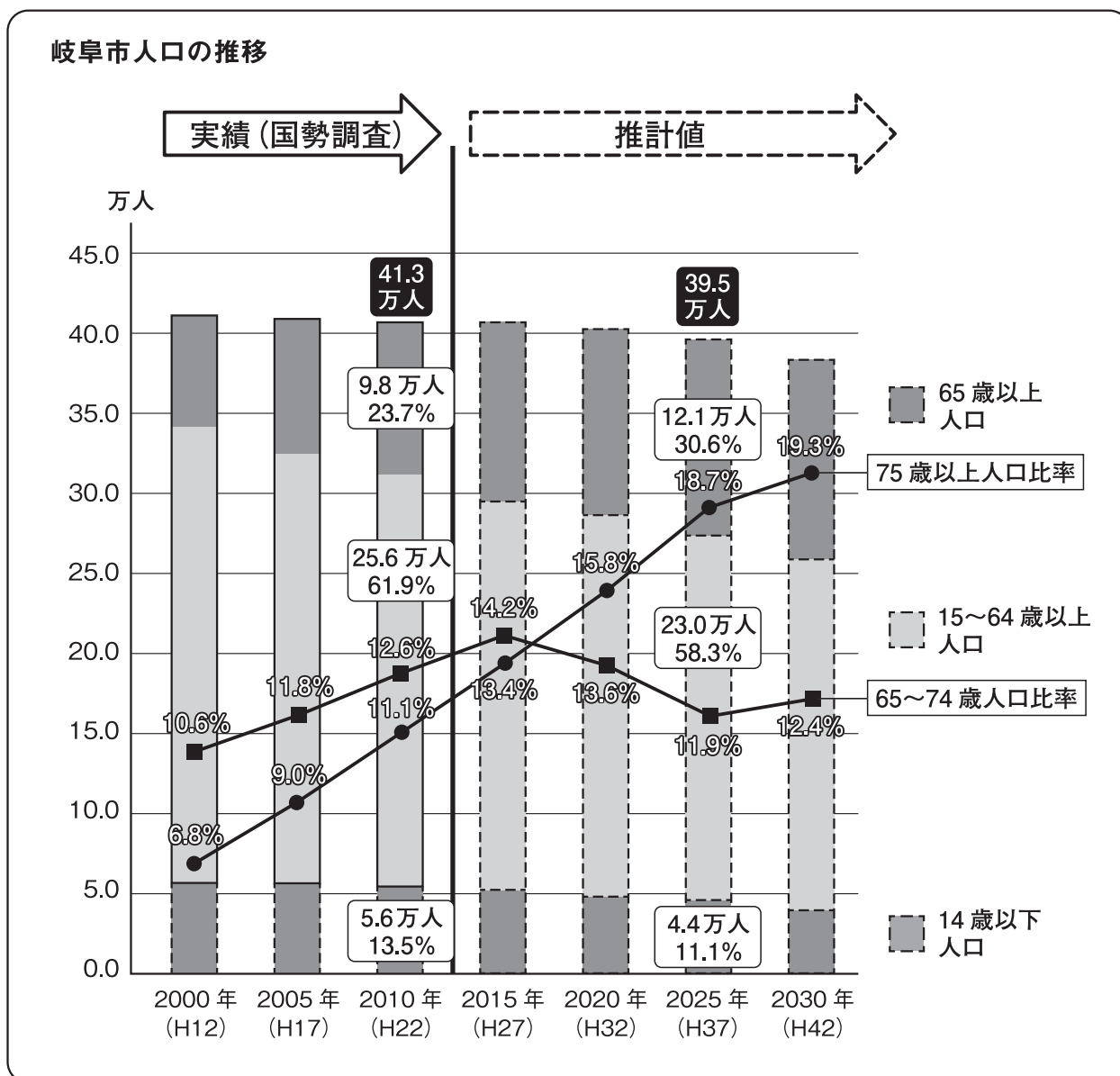
(1) 地域社会の状況

① 人口

本市においても、全国的な傾向と同様に、少子高齢化がかなり進んでいます。

平成 22 年国勢調査結果では、本市の総人口 41.3 万人のうち 65 歳以上の人口は 9.8 万人でその割合は 23.7%、15 歳未満人口は 5.6 万人、13.5%でした。

人口減少・少子高齢化の傾向は、今後とも長期的に続くことが予測されます。



ア 高齢化の進展（予測）

2025年には、いわゆる団塊世代（1947（昭和22）年から1949（昭和24）年生まれの世代）が75歳以上となり、高齢化率（65歳以上の人口比率）は約3割に達するとともに、日常生活において手助けが必要となる人の割合（参考指標：要介護認定率）が高い年齢層である75歳以上人口が老年人口の大半を占めることが予測されます。地域福祉の推進を考える上でも、「高齢者が相互に支え合う発想」が重要です。

岐阜市の65歳以上人口比率

	2010年（H22）	2025年（H37）
65歳～74歳	12.7%	18.7%
75歳以上	11.2%	11.9%

（国勢調査、岐阜市総合計画人口推計）

岐阜市の要介護認定率と認知症発症率（平成26年4月）

	74歳未満	75歳以上
要介護認定率	4.6%	32.6%
認知症発症率	1.9%	17.8%

（岐阜市介護保険認定調査データ）

イ 少子化の進展（予測）

2025年には、団塊ジュニア世代も50歳代となり、出産期にある年齢層の人口が減少するため、少子化が進んでいくと予測されます。

地域福祉の推進を考える上でも、地域内における子育て中の親の孤立化防止や子どもの健全育成を目的とする交流機会の拡大等を図る発想が重要です。

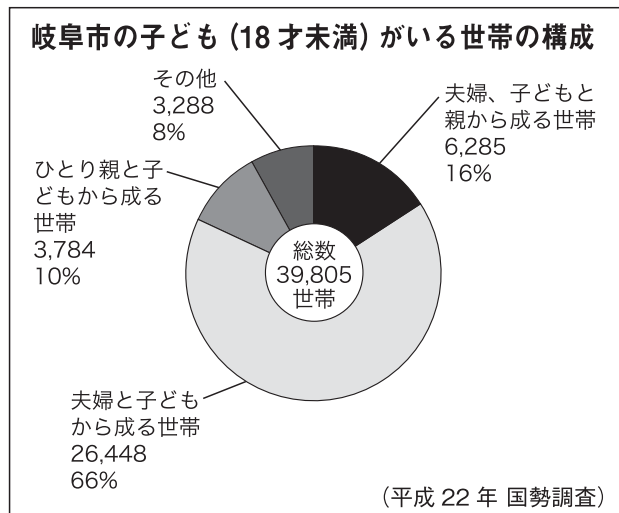
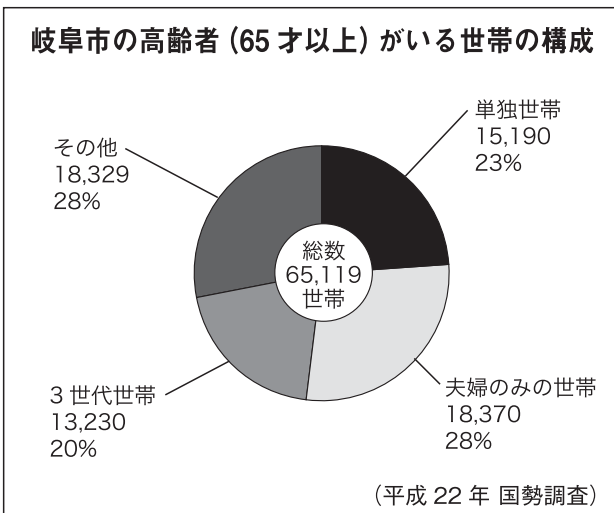
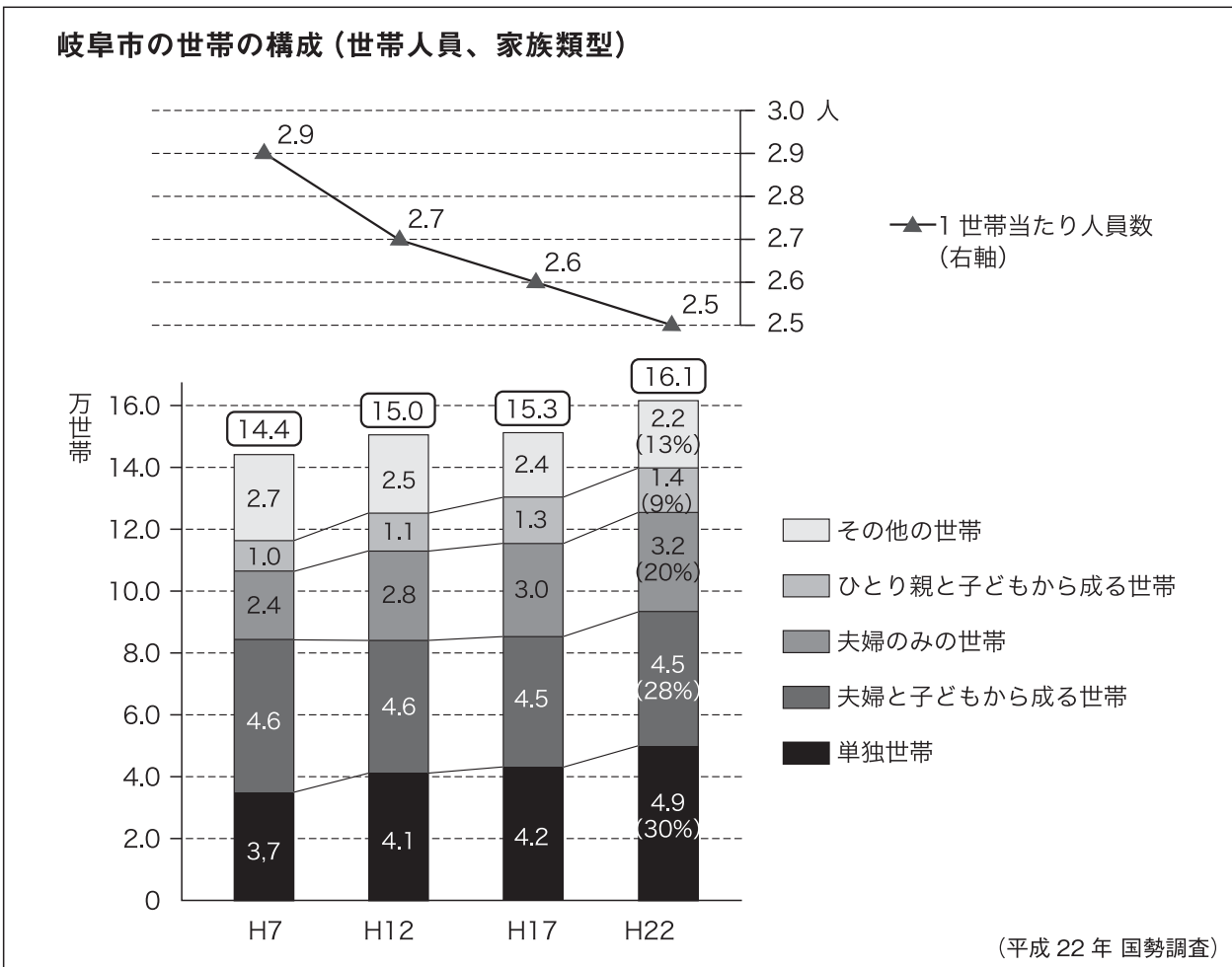
岐阜市の15歳未満人口比率

2010年（H22）	2025年（H37）
13.6%	11.1%

※合計特殊出生率は1.4を仮定（国勢調査、岐阜市総合計画人口推計）

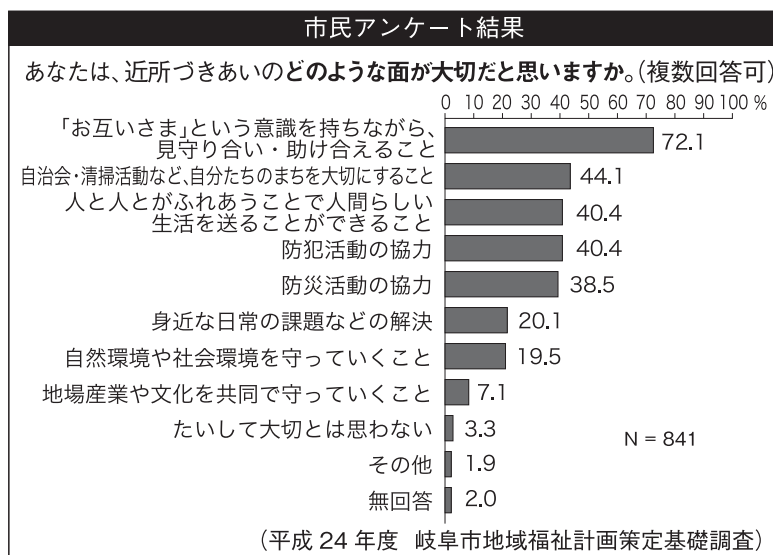
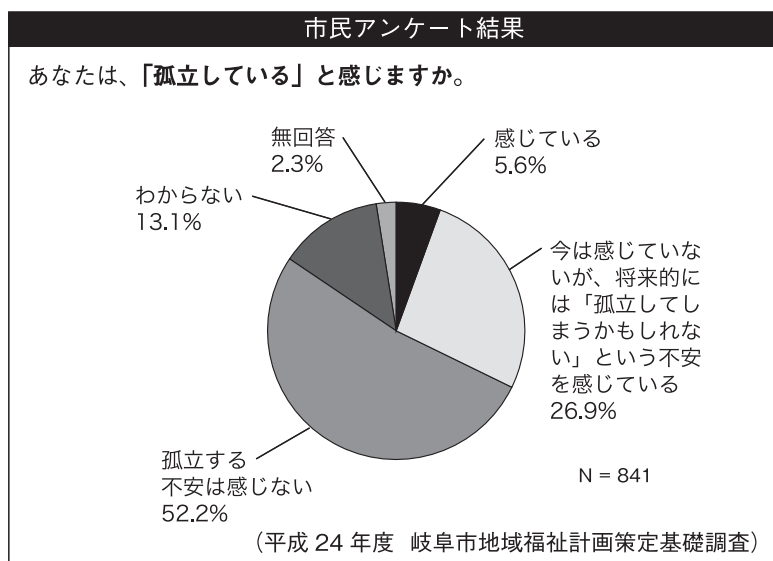
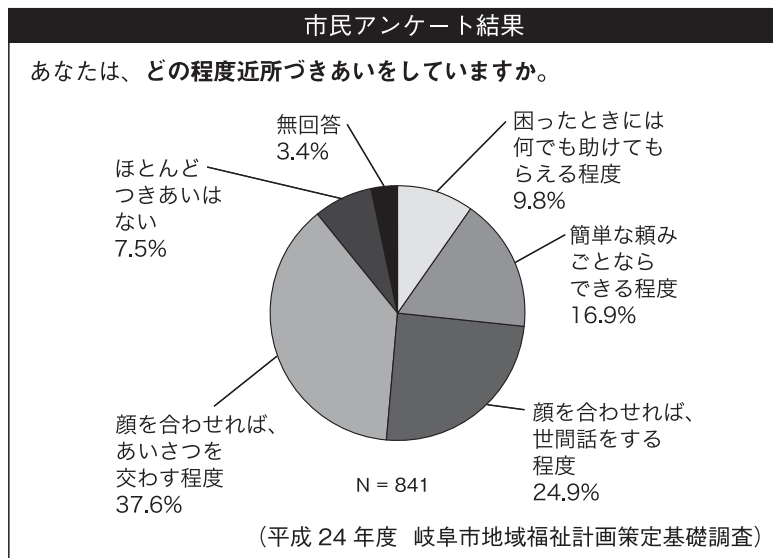
② 世帯の小規模化

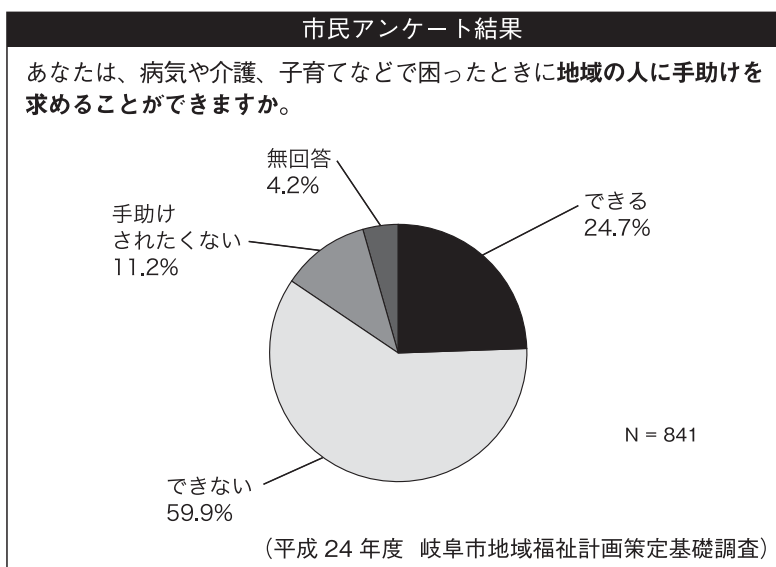
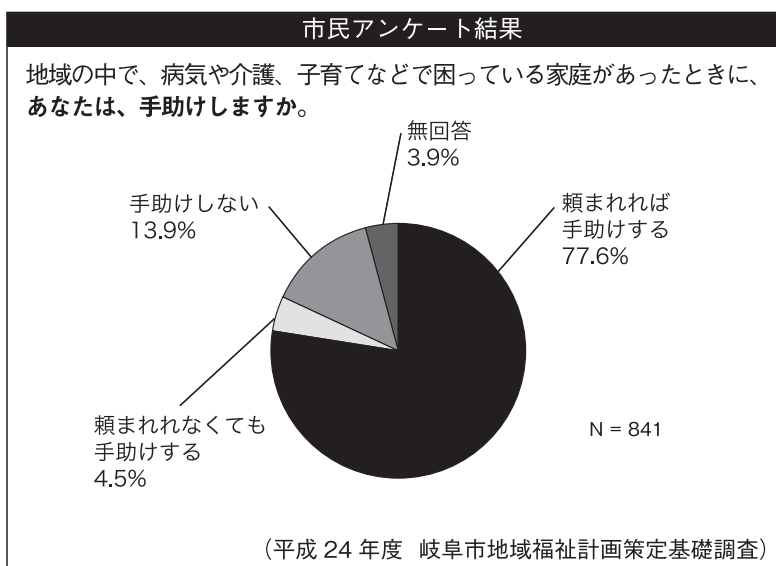
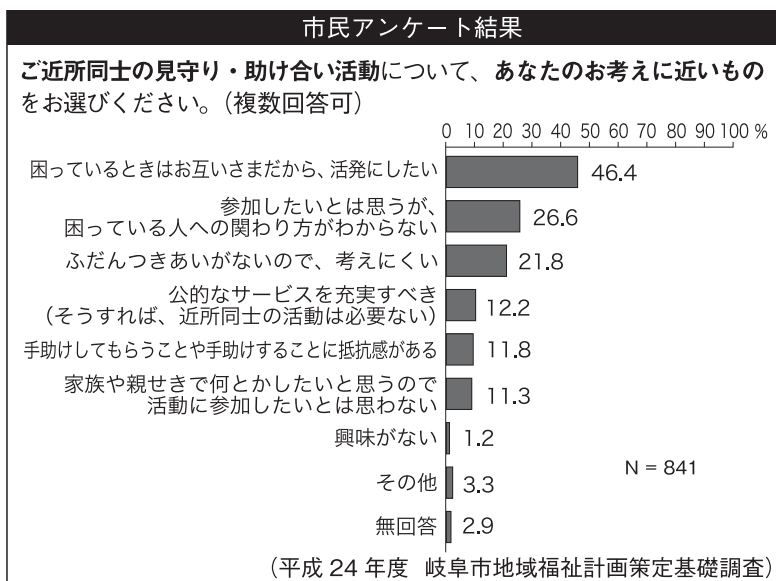
平成 22 年国勢調査によれば、最も多い世帯類型が「単独世帯」(30%) となり、かつては標準世帯といわれた「夫婦と子供から成る世帯」(28%) を上回りました。日常生活を送る上で何らかの支援が必要となっても、身近に相談できる家族等がおらず、支援の手が行き届きにくい状況で暮らす市民が多くなっていると考えられます。



③ 近隣関係・孤立感・助け合いに関する市民意識

高齢化、小世帯化が進む中、市民は、孤立不安や市民相互の支え合いの大切さに関する意識を強めていると考えられます。平成 24 年度に本市が実施した市民向けアンケート調査結果は、「孤立（する不安）を感じる」という回答の割合が 3 割強、ご近所同士の見守り・助け合い活動は「困ったときはお互いさまだから、活発にしたい」と回答した人の割合が 5 割弱、地域の中で病気や介護、子育てなどで困っている家庭があったとき「頼まれれば助ける」と回答した人の割合が 8 割強となっています。





(2) 地域福祉活動の状況

① 団体数、活動状況

本市の地域福祉活動の現状として、地域住民相互の見守り活動やボランティア・NPOによる助け合い活動が立ち上がりつつありますが、増大・多様化する生活支援ニーズに応じていけるよう、さらに活発化していくことが期待されます。

地域団体等				
	平成 16 年	平成 19 年	平成 22 年	平成 25 年
自治会数 (自治会)	2,545	2,585	2,565	2,591
自治会加入世帯率 (%)	70.3	68.4	66.9	65.4
まちづくり協議会 (地域)	4	9	15	21
社協支部 (支部)	49	50	50	50
老人クラブ数 (クラブ)	533	526	514	486
老人クラブ会員数 (人)	33,571	33,396	31,425	28,414
単子子ども会数 (団体)	1,143	1,097	1,027	995
単子子ども会員数 (人)	22,493	22,856	21,747	19,865

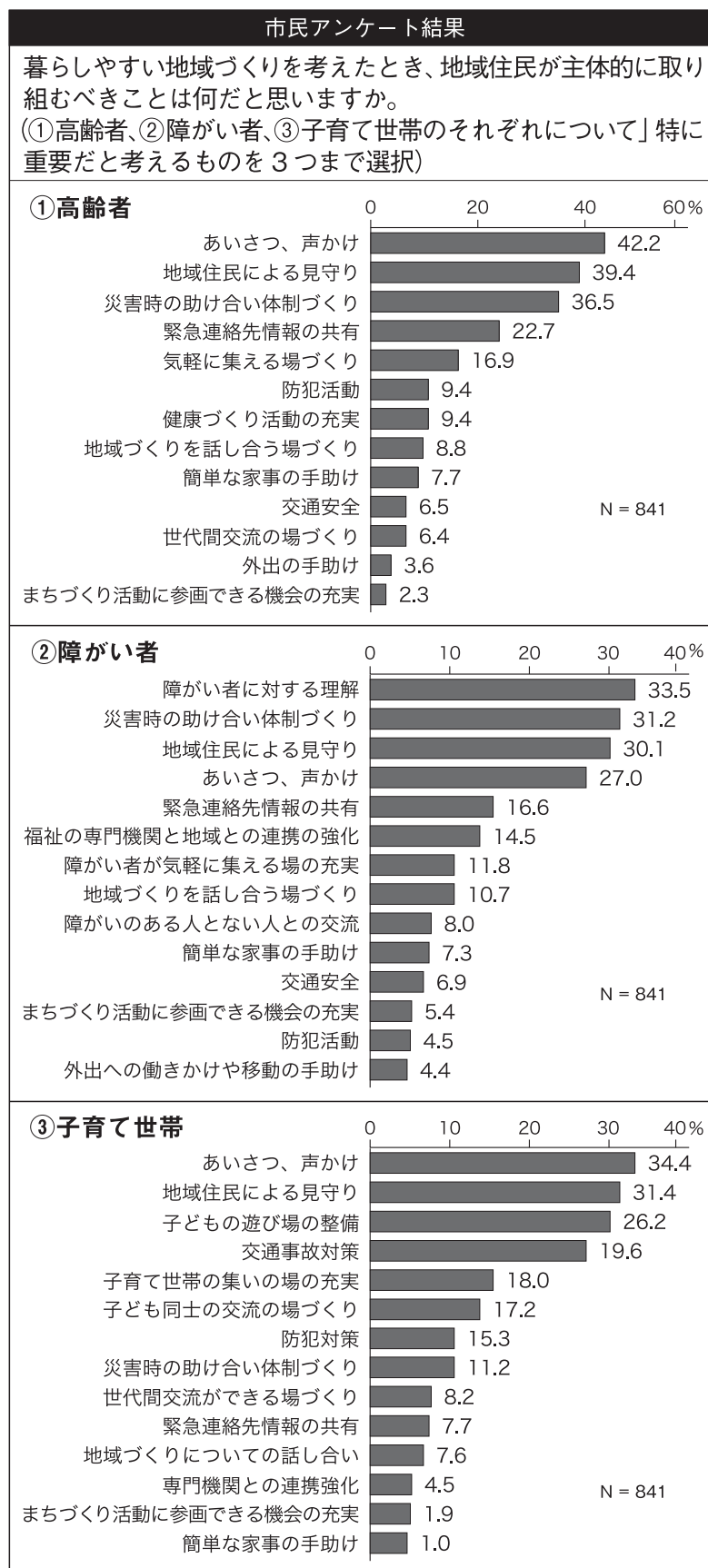
社会福祉協議会支部活動				
	平成 16 年	平成 19 年	平成 22 年	平成 25 年
ふれあい・いきいきサロン (実施支部数、開催場所数、開催回数、延べ参加人数)	44 支部 144 ケ所 1,078 回 31,588 人	50 支部 201 ケ所 1,579 回 46,018 人	49 支部 203 ケ所 1,713 回 49,334 人	50 支部 223 ケ所 2,510 回 65,890 人
子育て支援サロン (実施支部数)	— ※平成 17 年度 事業開始	10 支部	24 支部	33 支部
支え合いマップ (総実施支部数)	—	—	5 支部 ※事業開始	34 支部
福祉委員制度 (総実施支部数)	— ※平成 17 年度 事業開始	9 支部	16 支部	24 支部
緊急連絡カード (総実施支部数)	—	—	2 支部 ※事業開始	30 支部

NPO				
・ NPO 法人数				
	平成 16 年	平成 19 年	平成 22 年	平成 25 年
岐阜県 (件)	200	440	580	725
岐阜市 (件)	56	113	152	183
〈参考〉市内の福祉関連 NPO 法人数 (平成 25 年) 各年 3 月 31 日現在				
主たる活動分野	法人数			
保健・医療・福祉 (件)	61			
子どもの健全育成 (件)	19			

ボランティア				
※ボランティア活動保険の加入者数 (岐阜市社会福祉協議会取扱人数)				
	平成 16 年	平成 19 年	平成 22 年	平成 25 年
加入者数 (人)	11,758 人	12,386 人	14,841 人	14,558 人
各年 3 月 31 日現在				

② 身近な地域における支え合い活動に関する市民意識

平成 24 年度に本市が実施した市民向けアンケート調査の結果においては、身近に暮らす者同士の関係づくり（「あいさつ・声かけ」、「見守り」、「災害時の助け合い体制づくり」、「障がい者に対する理解」など）が、より重要であると考えている市民が多くなっています。



(3) 地域福祉推進施策に係る市民意識

① 地域福祉市民会議でなされた市民からの提言等

※67 ページにこの会議（ワークショップ）の開催方法等を掲載。


ア 平成 24 年度会議（H24.10/25～11/22）

ワークショップ形式で行い、日頃感じている地域の福祉課題やその解決方法について意見交換しました。この場で以下のような提言等がありました。

i) 社会福祉法に定める計画事項（5 ページ参照）に関して市民の立場で取り組むべきこと

- 「福祉サービスの適切な利用（法 107 条 1 号）」を図るためには、身近に暮らす者同士が、いち早く気付き、専門行政窓口等へつなぐことができるよう、地域の「見守り」機能を強化していくこと
- 「地域福祉に関する活動（法 107 条 3 号）」により、日常のお互いさまの手助け、防災対策、集いの場づくりなど、住民同士であればこそできる（逆に、行政ではできない）こととして、地域の「助け合い」「仲間づくり」機能を強化していくこと

地域福祉市民会議（第 1～5 回）で話し合ったこと
※ H24.10～11 延べ 114 人の市民の参加者を得て自由参加ワークショップ形式の会議を 5 回にわたり開催しました。



社会福祉法第 107 条に定められる市町村地域福祉計画の内容

- ・福祉サービスの適切な利用の推進
- ・地域福祉活動への住民の参加の促進

参加者（市民）の立場で、自ら（個人や所属団体として）取り組むべき課題等を話し合ってもらった。

第 1～5 回 まとめ まとめ（第 5 回）

	子ども（第 2 回）	高齢（第 3 回）	障がい（第 4 回）	
福祉サービスの適切な利用の推進	・ ネットワーク ・ 幼児、障がい児への支援（サービスへのつなぎ）	・ 孤独防止、認知症対策としての見守り ・ 情報共有（住民相互及び行政と地域）	・ 見守り ・ 障がい者から及び障がい者への情報発信	→ 地域の「見守り」機能の強化
地域福祉活動への住民の参加の促進	・ 集いの場 ・ 親同士の仲間づくり ・ 子どもの居場所づくり	・ 生きがい ・ 住民相互の関係づくり、生活支援活動 ・ 災害時の助け合い	・ 障害に対する理解 ・ 障がい者同士、住民相互の交流 ・ 災害時要援護者支援対策	→ 地域の「助け合い」「仲間づくり」機能の強化

ii) 行政が地域福祉を推進していく上で留意してほしいこと

- 地域ごとの実情に基づき小地域福祉活動を支援すること
- 地域住民と行政の情報共有の在り方、地域における個人情報取り扱いに関する考え方を整理すること
- 出前講座等により、地域福祉活動に取り組もうとする市民とともに、情報・実情・課題の共有、解決策を共に考えること
- 思いやりの心や助け合いの心を育てる福祉教育・啓発を充実させること
- 市民活動の拠点となっている公共施設の機能を再点検すること
- 庁内の関係部局の連携、行政の一体性を確保するよう努めること
- 当事者、関係者の意見を聴く機会の確保に努めること

イ 平成 25 年度会議 (H25.10/29)

平成 25 年度の地域福祉市民会議においては、平成 24 年度会議結果やこの時点で整理した「新たな計画づくりへ向けた課題」を提示した上で、修正・補足等の意見を求めました。この場において、以下のような提言等がありました。

i) 地域福祉活動における個人情報の取り扱いについて

- 個人情報保護やプライバシー保護のために、まずは、地域住民自身が何に留意し、どのように個人情報等を取り扱うべきかを理解する必要がある。市や市社協は、そのような学習会等の機会の充実を図るべきである。
- 地域が行政から提供される個人情報を活用しようとするすると制約も多いため、既に把握している情報をどう生かすかについても検討すべきであるし、市もこのような観点から支援すべきである。

ii) 災害時要援護者支援の体制づくり [重点施策の成果検証] について

- 市から提供される災害時要援護者支援名簿が、地域で活用される施策を検討すべきである。
- 地域における災害時要援護者の受け入れ体制づくりとして、自治会から福祉施設への呼びかけ等を行うと良い。
- 災害時要援護者の個別支援体制の整備がなされた地区が5地区に留まっている原因を分析することにより、全地区での整備を図るべきである。

iii) 生活・介護支援サポーター養成事業 [重点施策の成果検証] について

- 生活・介護支援サポーター養成事業は、地域の支え合い活動の立ち上げを担う人材養成を目的としていた。したがって、サポーター養成講座を受講後に地域で活動できていないという結果が把握されているのであれば、それはなぜかということも検証すべき。

iv) 支え合い活動 (上記以外) について

- 今後の高齢化、ひとり暮らしの増加を考えると、支援を要する立場の市民が、自ら「助けてくれよ」という声を発する仕組み、それを地域で受け止められる仕組みづくりを進めていく施策が必要である。
- 地域において支援を必要とする者の中に精神障がい者も含まれていることに留意すべきである。
- 地域によって、活動状況にかなりの差がある。新たな計画においては、どこの地域でも取り組めるような仕組みづくりも検討していく必要がある。
- 要支援者等から「助けてほしい」と声を発するのは、なかなか難しいので、隣近所の協力を地域の役員が取り持つ。
- 市民アンケート結果で、「支え合いが大切」又は「関わり方がわからない(わかれば支え合う)」が合わせると8割程になる。皆が支え合っていきたいと思っていることを踏まえ、「支え合うシステム」を検討すべきである。

② パブリックコメントで市民からいただいたご意見とそれに対する市の考え方

広く市民から意見を伺うパブリックコメントを平成26年11月11日から12月11日まで実施し、52件の意見をいただきました。ご意見とそれに対する本市の考え方は下記のとおりです。

※波下線は市民からの意見に基づいて計画案を、加筆修正したことを示すものです。

	意見	岐阜市の考え方	該当ページ
「第2章 この計画の基本的な考え方」について			
1	<p>基本理念では市民が主役になって(中心になって)つくろうとあるが、「誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる」ことが「市民が主役」という状況、意味あいではないかと考えます。そのために「市民同士」「市と市民」「社協と市民」が互いに「手をつなごう」ということではないでしょうか。</p> <p>どういった市民が主役なのか明記してあると思いますが、そのために「手をつなぎ合い」「まちづくり」を推進しましょうと理解しました。</p>	<p>ご指摘のとおり、「手をつなごう」は、地域福祉に関係する様々な主体が協働するという意味が込められたものです。</p> <p><u>ご意見を参考に、この趣旨が具体的に伝わるよう、基本理念の解説に関する記述を加筆修正しました。</u></p>	P9
2	<p>「共助」が強調されすぎて、「公助」が後退することがないように要望したい。</p>	<p>本計画は、「地域福祉の推進」に関するものであるため、「共助」についての記述が中心となっておりますが、もとより「公助」も重要であると考えます。計画案にもお示ししておりますように、市としては、この計画とは別に様々な事業計画を定め公助の充実を図ってまいります。</p> <p>なお、このたび頂戴しましたご意見は、この計画の策定に限らず、福祉行政を進めていく上でも重要な観点だと思っておりますので、今後とも留意してまいります。</p>	—
3	<p>各自の福祉については、どこまで公助・共助を行うかは難しい。市民一人ひとりの主体的な行動について書いてあるが、自助でできる人は市や市社協を頼ることがないようにすべき。福祉の施策には際限はないが、市民にはある程度の我慢も必要だと思います。</p>	<p>この計画を立案するにあたって、市民一人ひとりが、自らの能力に応じて自立して暮らしていくこと(自助)を前提としました。</p> <p><u>ご意見も踏まえ、「まちづくりの主体像」として「市民一人ひとり」の記述(P13)に、「自助」に関する記述を加筆修正しました。</u></p>	P13
4	<p>基本目標について、従来、自助・共助・公助のうち、共助に関することが不足していた。震災時に必要なことは言うまでもないが、日常の意識づくりがいちばん必要と思う。その為の施策が「支え合い」であり、街には人材がいっぱい居ます。そういった方々を登用する案を考えてください。</p>	<p>全ての市民が身近な地域で「お互いさま」の気持ちで支え合いを実践できるよう、計画案は、基本目標1(1)「身近な地域における住民相互の支え合いの促進」を設定しました。これに基づいて、「誰がどのように」、日常時・災害時に関わるかという新たな活動モデルを普及を図ること、その担い手の創出を図っていくこと等を重点施策①②としてしています。</p> <p><u>いただいたご意見を参考に、重点施策①②の記述に、より多くの市民に参画していただくことによる支え合い活動の担い手の創出を図っていくこととする趣旨を加筆修正しました。</u></p>	P23 P26
5	<p>計画を推進するには、知識と経験豊富な市社協の地域福祉コーディネーターの社協支部役員への強力な指導が必要と考えます。</p>	<p>第2章4「この計画を推進する市と市社協の役割分担」にも記述されており、岐阜市社会福祉協議会(市社協)は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、各地域の社協支部が身近な地域の支え合い活動の実践・推進母体として十分な役割が果たせるよう支援していくこととしております。これを実現するためコーディネーターの役割も明確化していきたいと考え、重点施策ごとに地域福祉コーディネーターの役割も記載しました。</p> <p>いただいたご意見は、計画の実施段階においても参考にしながら、市社協とともに市民の支え合い活動を支援してまいります。</p>	—

	意見	岐阜市の考え方	該当ページ
「第4章 重点施策」について			
6	地域により高齢化率の高い地域、低い地域と異なる場合の見守りや災害避難もNPO支援等で専門的なアドバイスをしてもらいたい。 特に身体障がい者、精神障がい者等への対応も、本人と見守り・支援する者の体制づくりも至急必要だと思う。	第2章3「地域ごとの状況に応じた施策展開」に記述しておりますように、それぞれの地域の実情を踏まえて活動を支援していきたいと考えております。このたび頂戴したご意見は、計画の実施段階でも参考にしてまいります。 重点施策①は、もとより障がい者も対象とした見守り・災害時避難行動支援の体制づくりに関するものですが、ご意見を踏まえ、このことを明確化する趣旨で、加筆修正いたしました。	P22
7	「要援護者」という言葉は上から目線の感じがして抵抗感があった。「災害時要援護者台帳」の名称も「要支援者」に統一していただきたい。	計画案にも注書きしておりましたように、この計画と並行して、本市の避難行動要支援者の指針づくりを進めておりました。このほど、この指針が策定され、ご指摘のように台帳の名称も「要支援者」と統一されました。また、計画に使用する用語もあわせて修正いたしました。	各所
8	社協と民生委員の役割分担が明確になっていない。福祉を受ける側からの様々な事例に対し、どちらに相談するのかをわかるようにしてほしい。	岐阜市社会福祉協議会が実施する「福祉委員設置事業」は、民生委員と連携しながら、より身近な地域で見守りや仲間づくり等を行う地域の役員を創出していく社協支部活動の推進を図るものです。 ご意見を参考に、この趣旨が明確になるよう、重点施策①ii「地域福祉活動の円滑化」のイメージ図及び第5章1(1)イ「福祉委員設置事業」の記述を加筆修正しました。	P25 P43
9	福祉委員の立場があいまいである。 何処に所属するのか？誰が委嘱するのか？ボランティアであってもはっきりすべき。	この計画では、地域において支え合う機能が発揮されるよう、福祉委員としての「役割モデル」や「選任プロセスモデル」を示し、地域の実情に則した福祉委員の設置を促進したいと考えています。 ご意見を踏まえ、計画の福祉委員制度「説明リーフレットモデル」等に関する概念図を、推奨しようとする「福祉委員の役割」が明確になるよう加筆修正しました。	P25
10	支え合いマップ作りにて、個人情報の取り扱いについて問題になった。個人情報の取り扱いに関するガイドラインを作成することは現状の問題点を把握した取り組みであると思う。 福祉委員の委任状をもらってはいるが、何をするのかわからない人がほとんどだと思われる。福祉委員の役割リーフレットを作成することは現状の問題点を把握した取り組みであると思う。	計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。	—
11	私達の地域だけかもしれませんが、福祉に関わる民生委員、福祉委員、友愛チーム(老人クラブ)、日赤等の連携がまるでありません。課題②にある協力円滑化を目指すにはとても賛成です。	計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。	—
12	以前、福祉委員の人がいましたが、役割や仕事ははっきりしないので、自治会長が兼ねるようになり、その後消滅して現在に至っています。支援者みんなが、市民一人ひとりの助け合う気持ちが高まっている今、福祉委員という肩書はいらないと思います。	第2章「この計画の基本的な考え方」として、第2章3(1)「強化されることが望ましい地域の支え合い機能」を、それぞれの地域の実情を踏まえて活動を支援していきたいと考えております。 ご意見を踏まえ、計画の福祉委員制度「説明リーフレットモデル」等に関する概念図を、推奨しようとする「福祉委員の役割」が明確になるよう加筆修正しました。	P25
13	生活・介護支援サポーターのレベルアップ研修を受けたのですが、サロンの話が多く、介護支援の部分がわかりません。 私たちの地域は老人クラブ、筋トレが各自治会でできているので生活・介護支援に力が出せるシステムはほしい。	従来の「生活・介護支援サポーター養成事業」を見直し、新たな人材育成事業として重点施策②を実施してまいります。計画案に記述しておりますように、ふれあいいきいきサロン等の「仲間づくり」活動の担い手を養成するコースの他に、「見守り」「助け合い」活動等の担い手を養成するコースも設けてまいります。 また、地域住民が主体となる介護支援活動などの創出を図る取り組みとして重点施策⑤「公的な相談支援と地域福祉活動の協働」も実施してまいります。 なお、頂戴しましたご意見は、計画の実施段階においても重要と考えますので、今後とも留意してまいります。	—

	意見	岐阜市の考え方	該当ページ
14	生活・介護支援サポーター受講者の活用にまで至っていない。今後、どのように地域福祉活動に参加させていくのかを考えなければならない。 サロン参加者の固定化、男性参加者の少なさは以前から言われ続けていること。もっと別のアプローチが必要な気がする。	従来の「生活・介護支援サポーター養成事業」を見直し、新たな人材育成事業として重点施策②を実施してまいります。計画案に記述しておりますように岐阜市社会福祉協議会が「フォローアップ」として地域福祉コーディネーター事業と連動しながら研修終了後の受講生の活動支援を行うこととしております。 また、講座の内容は、従来から社協支部活動において課題となっている事項を題材として、それを解決していく方策等が学べるものとしていきたいと考えております。 なお、頂戴しましたご意見は、計画の実施段階においても重要と考えますので、今後とも留意してまいります。	—
15	災害時要支援者を近隣で助け合う「助け合いの輪」という個別支援の取り組みをしています。岐阜市要援護者台帳に登録している人だけではなく、病氣療養中の人、昼間は高齢者だけになってしまう人についても支援しています。支援希望者1人に支援者2～3人、自治会長、民生委員が加わりグループになり、グループ全員がお互いに名前や顔が分かり合う仕組みで日頃から気にかけて見守りをしています。 先駆的、モデル的活動と思っておりますが、支援者を対象にして災害や防災に関して研修会を持つなど、よりよいものにしていきたいので、お力添えをお願いします。	計画案についてご理解いただいたご意見であると受け止めております。 なお、重点施策①「 <u>「<u>支援</u>」活動の基礎となる情報基盤整備事業</u> 」重点施策③「 <u>「<u>支援</u>」活動を担う団体への支援</u> 」等はもとより、地域に担当部署の職員を派遣して研修会などを開く「 <u>出前講座事業</u> 」等を実施いたしますので、ぜひご活用ください。	—
16	自治会や社協支部の活動に過度に期待するのではなく、地域のために何かしたいというボランティア・NPOを支援の方が効率的ではないか？ 高齢者同士の <u>「<u>支援</u>」の場の創設・拡充</u> として、シルバー人材センターの「 <u>シニア皆援隊</u> 」の支援は高齢化が進む時流に合致した一石二鳥的な施策と思う。	計画案についてご理解いただいたご意見であると受け止めております。 重点施策③により、地域団体とともに、NPO等も対象として、 <u>「<u>支援</u>」活動の立ち上げ</u> を支援していきたいと考えております。	—
17	計画を進めていく上で各種団体の課題を共有することは大切だと思うが、同じような活動をバラバラにやっていて無駄であるようにも思う。	重点施策③ ii 「 <u>「<u>支援</u>」地区福祉活動計画づくり</u> 」により、各地区内の様々な活動の状況を総合的に捉えながら、各種団体間の連携・活動の改善等を支援していきたいと考えます。 <u>重点施策③ ii 「<u>「<u>支援</u>」地区福祉活動計画づくり</u>」に関する記述を、頂戴したご意見を踏まえて修正いたしました。</u>	P31
18	ボランティア・NPO活動への中間支援に関するイメージ図が、本文に合ったものとなっていない。	<u>ご意見（電話でお聴きしましたこと）を踏まえ、イメージ図を修正いたしました。</u>	P33
19	高齢者同士の <u>「<u>支援</u>」</u> は、互いに役に立っているという生きがいになる。	計画についてご理解いただいたご意見であると受け止めております。	—
「第5章 施策事業」について			
20	私の地区に於いては各種団体が各々に活動しているように思います。又、補助金に於いても、各々に振り分けられているのが現状と思います。 社協から一元化できればと思いますが、只、補助金を出せばそれで支援しているかの様に市の取り組みがなされているように思います。	重点施策③ ii 「 <u>「<u>支援</u>」地区福祉活動計画づくり</u> 」により、各地区内の様々な活動の状況を総合的に捉えながら、各種団体間の連携・活動の改善等を支援していきたいと考えます。 補助制度につきましては、地域団体が活用しやすいよう見直しが必要ですが、市・市社協の補助制度は、それぞれの目的を明確にする趣旨で一定程度分立する必要性についてもご理解をお願いします。 <u>もとより、補助金以外にも市が取り組むべきこととして、第2章4「この計画を推進する市と市社協の役割分担」及び第5章「施策事業」に明確にしているところですが、ご意見を参考に、第3章「重点施策」についても市の役割に関する記述を加筆しました。</u>	P26 P28 P30 P34

	意見	岐阜市の考え方	該当ページ
21	民生委員に対して、取り組みが過剰になると、今後、なり手が不足するのではないかと心配です。	ご指摘のように、民生委員児童委員の多忙化やなり手不足は、課題として認識しているところです。 重点施策①「支え合い活動の基礎となる情報基盤整備」による近隣住民相互の関係づくりや地域福祉活動関係者間の連携の円滑化、重点施策②による活動の担い手づくり、重点施策③による地区福祉活動計画づくり等により民生委員活動の環境整備も図ってまいります。 いただいたご意見は、計画の実施段階においても重要だと考えますので、今後とも留意してまいります。	—
22	児童生徒も市民であり「主役」とであると鑑みると、「地域福祉活動に参加し、貢献の喜びが実感できるように推進します」と児童生徒に培いたい内容に修正してはどうか。貢献する喜びが次のボランティア活動への意欲になると思われる。	ご指摘のように、児童生徒が地域福祉活動へ参加し、貢献の喜びを実感することは、福祉教育において重要なことと考えます。 ご意見を参考に、第5章1(1)ア「学校教育における福祉教育の推進」の記述を修正しました。	P39
23	高齢者や障がい者の多くの方が避難行動要支援者台帳に登録しているが、避難勧告、避難指示が発令されたときに、だれが、どのように避難させるのか。災害時の救助手順を確立してほしい。	ご指摘いただきました「避難行動要支援者対策事業」は、地域における避難行動支援体制の実効性を高めていく主旨で、「誰が誰を」平常時に見守り、災害時に避難支援するか定める個別支援計画の作成の促進を図るものです。 ご意見を参考に、この事業の記述を加筆修正しました。	P41
24	「三世代交流促進事業委託」「健康・スポーツ活動普及事業委託」について、老人クラブへの負担が大きいのではないか。この負担が老人クラブへの加入者の減少になっているのでは。	「三世代交流促進事業委託」「健康・スポーツ活動普及事業委託」は高齢者の健康、生きがいづくりを市内全域で推進することをねらいとした事業であり、岐阜市老人クラブ連合会の意見を聞いて実施しております。 なお、加入者の減少を止めるために、老人クラブの活動が健康維持やさらなる生きがいづくりなど、魅力ある活動となるよう支援していきます。 頂戴したご意見は計画の実施段階でも重要であり、今後とも留意してまいります。	—
25	障がい者対応について、ボランティアの養成は一案とは思いますが、まずは地域内に相談できる支援センターを設けることが必要なのではないか。	岐阜市では、総合相談窓口を障がい福祉課に設置するとともに、障がいの種類に応じて専門的な相談対応を行うため、7カ所の相談支援事業所に委託しております。今後も十分な専門性と経験を積んだ事業所に対し、新たに委託することも検討し、市民が相談しやすい体制づくりをしていきます。 なお、ボランティアについては、公的な相談支援体制の整備と並行して、公助だけでは応えられないニーズにこたえていくため、また市民がより積極的に社会貢献をしていく場づくりとして施策を実施していきたいと考えています。	—
26	個人情報が増えることを嫌がる人も多いので、困っている人の中にはあまり身近な人に相談したくない人もいないのではないかと心配です。	もとより見守られる本人の意向は尊重されるべきことから、ご指摘いただきました第5章(2)の基本目標2(1)「支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり」に基づいて実施する重点施策①「支え合いの基礎となる情報基盤整備」においては、本人意向を踏まえて住民相互の関係づくりを進めていくこととしております。 当該個所の記述は、そうしたことを前提としつつも、「要支援者の孤立防止」等が図られるよう計画の基本目標を設定したという考え方を示すものです。ご意見を参考に、この記述の主旨が明確になるよう加筆修正しました。	P49
27	老人クラブの人がひとり暮らし高齢者宅を訪問していますが、民生委員の活動と重なりますので、なぜそれを始めたのか尋ねたいと思いますし、訪問先の方の様子など情報交換したい。	もとより「友愛チーム・ふれ合い訪問事業」は、民生委員や地域包括支援センターと連携して行うことになっております。 ご意見を参考に、このことが明確となるよう事業概要についての記述を修正しました。	P51

	意見	岐阜市の考え方	該当ページ
28	「友愛チームふれあい訪問事業」について、友愛チームは手芸作品を作ることに重点が於かれ一人暮らし高齢者宅を訪問する活動をあまりしていないのではないかと。	この事業は、高齢者の生きがいづくり等に取り組む老人クラブに委託して実施するものであり、訪問実績についてもクラブに報告を求め確認することとしております。 ご指摘に留意しながら、事業を実施してまいります。	—
29	「友愛チームふれあい訪問事業」「愛の一声運動推進員」「福祉委員」を整理統合すべき、或いは役割分担をはっきりすべき。各担当者が熱心であるあまり、軋轢が生じている事がある。	ご指摘いただきました事業につきましては、それぞれ対象者や見守り方法等を異にするものであり、今後とも必要であると考え、この計画の施策事業としたところです。 なお、これらの事業に関連して、ご意見のような状況でお悩みの場合は、お気軽に市・市社協にご相談ください。	—
30	地域包括支援センターについて3年ごとに委託先を見直しすると聞きましたが、そのたびに担当支援センター委託先が変わったり、地域割りが変更されたりすることに疑問を感じます。	地域包括支援センター（以下；センター）の委託先としては、地域のまちづくりのパートナーとして、高齢者が慣れ親しんだ相談機関として継続した方が望ましいと考えます。一方で、センターの事業内容の見直しについては高齢者福祉計画の見直しと併せて行うため、それにあった事業運営が可能かどうかを判断する必要があります。このため、センターの活動を評価し、委託先の見直しを行うこともあります。 また、センターが担当する地域については、日常生活圏域を基本に地域とのつながりを分断することがないよう考慮して設定しております。 ※パブリックコメント案の修正等に関するご意見としてではなく、関係する市行政に対してお寄せいただいた意見として回答させていただきます。	—
31	福祉委員の位置づけがあいまい。 地域ごとに温度差があるのではないかと？	岐阜市社会福祉協議会が実施する「福祉委員設置事業」は、民生委員と連携しながら、より身近な地域で見守りや仲間づくり等を行う地域の役員を創出していく社協支部活動の推進を図るものです。 ご意見を参考に、この趣旨が明確になるよう、重点施策①ii「地域福祉活動の円滑化」のイメージ図及び第5章1（1）イ「福祉委員設置事業」の記述を加筆修正しました。	P25 P43
32	生活・介護支援サポーター養成講座を受講しましたが、活動の場を模索しています。	従来の「生活・介護支援サポーター養成事業」を見直し、新たな人材育成事業として重点施策②を実施してまいります。 この事業において、市社協が中心となり、講座終了後の活動支援もフォローアップとして行うこととなっています。 頂戴したご意見は、計画の実施段階においても重要と考えますので、今後とも留意いたします。	—
33	事業メニューを増やすだけでなく、現行事業の見直しを実施し、効果の度合いで、縮小又は廃止も必要と考えます。 例：「愛の一声運動推進員」、「愛の電話訪問事業」	ご指摘いただきました事業につきましては、それぞれ対象者や見守り方法等を異にするものであり、今後とも必要であると考え、この計画の施策事業としたところです。しかしながら、ご指摘のように事業効果を踏まえながら随時見直ししていくとは重要であると考えます。 ご意見を参考に、このことを計画において明確にする主旨で、第6章「計画の進行管理」の記述を修正しました。	P60
計画全般			
34	世話をされるばかりではなく、少しでもいっしょにお手伝いをする、やることがあると張り合いが出るのではないかと？	ご指摘のように、支援される側も、その人なりの役割を持ち、活動に主体的に参画していくことは、この計画の理念に照らしても重要であると考えます。 ご意見を参考に、第5章（1）イ「ふれあい・いきいきサロン」の記述を加筆修正しました。	P42

	意見	岐阜市の考え方	該当ページ
35	本来高齢者や生活困窮者は家族、親族で支えていくのが基本だと思う。いろいろな都合で、遠く離れて生活し、あまり面倒を見ない家族もあります。その結果、地域の役員などが面倒を見ることになる。このような家族に行政から勧告できるような制度を考えていただきたい。	福祉制度においては、対象者の家庭状況を踏まえて個別に支援することを基本としており、生活保護制度のように、扶養義務を優先しているものもあります。したがって、現行においても、多くのケースにおいては家族等との連携を図りながら支援にあたっております。 ご指摘のように、家族による支援も含めた自助は、地域福祉を推進していく上でも基本的な考え方として重要であることから、「まちづくりの主体像」として「市民一人ひとり」の記述（P13）に、「自助」に関する記述を加筆修正しました。	P13
36	少子高齢化対策としていろいろな施策がなされておりますが、少子高齢化に至った原因を考えてはいないのではないのでしょうか。所謂対処療法のみになっていると思います。少子高齢化に至った原因の一つは、核家族化、個人主義にあると思います。核家族、個人主義の利点のあり尊重すべきかと思われませんが、旧来の家族主義の利点をもう一度考え直すべきではないでしょうか。若い夫婦は両親と同居することを嫌い、年寄り夫婦は若い夫婦と同居することは面倒だといひ致し方ないと思う。しかし中には同居したいと思いつつながら、住宅事情が同居できるだけの余裕がないのが現状であり、そんな時に援助することは大きな少子高齢化に対する施策となつていくと思います。 家族とは社会の最小単位と言われ、祖父母・父母・子どもが共に助け合い面倒をみつつ暮らすのが本来の姿であり、だからこそ地域のコミュニティが成立するものと考えます。現代社会ではなかなか難しいことは現実であります。しかし、このことを忘れずにいれば、ひとり暮らし、孤立化は減少すると思います。また、地域の助け合いの精神も育まれるのではと思います。	第2章1（2）「基本目標の設定」において、「この計画の基本的な考え方」としてお示ししており、家族で支え合うことも含めた「自助」がまずは基本であると考えます。 ご意見を参考に、第2章2「まちづくりの主体像」の記述を、自助として、「市民一人ひとり」が主体的に取り組むべきことの中には家族同士の支え合いも含まれることを前提とするものに加筆修正しました。	P13
37	孤立をなくそうとありますが、地区の行事は沢山あります。（いきいきサロン、介護予防教室、児童と高齢者のふれあいフェスティバル、歩け歩け運動、文化祭、運動会など）しかし、参加者はどの行事もほぼ決まった人、そして実務者、世話をする方も同じような顔ぶれです。前年通り言い続けていく価値があるのでしょうか？ いったい誰の為の行事なのでしょう。こういう行事により孤立者の不安を助けるのは、お互いさま。向こう三軒両隣の御近所さまとの静かな普通の暮らし、つかず離れずが一番ではないのでしょうか。いざと言う時の地域包括支援センターや社協、市役所、民生委員の電話番号など周知はどうでしょう。	第2章3「地域ごとの状況に応じた施策展開」に記述しておりますように、それぞれの地域行事の状況を、いわゆる地域福祉活動に限らず幅広く見渡しながらか、また住民意向等も踏まえながら活動を支援していくことを「この計画の基本的な考え方」としてしております。 地域包括支援センター等の身近な相談先の周知については、重点施策①「支え合い活動の基礎となる情報基盤整備」により、支援を要する人本人に意識付していくことを想定しておりましたが、ご意見を参考に、この趣旨を明確になるよう、「(仮称) 日常・安心見守り合いネットワーク様式」イメージ図中の記述を加筆修正いたしました。	P23
38	地域のお祭りや行事に隣近所へ声をかけて老若男女が参加し親睦が深い関係性を作ることができれば、災害時に非常に役に立つのではないだろうか。社会福祉協議会が主催している介護予防教室やいきいきサロンなど出席者の顔ぶれは同じかもしれないが続けていただきたい。	ご指摘のとおり、災害時の助け合いも含め、地域の支え合いの基礎となる人間関係は、いわゆる地域福祉活動に限らず様々な地域行事や日常の近隣関係によって形成されるものであり、地域づくりを支援するにあたっては念頭におかれるべきであると考えます。 重点施策③ii「地域ごとの〇〇地区福祉活動計画づくり」に関する記述を、ご意見を参考に加筆修正いたしました。	P31
39	この計画の成果指標の計画終了年度の中で見守りを実施している地区数を6地区から30地区及び地域福祉活動計画の策定地区数を30地区と掲げられているが、大部分の各支部の役員は地元自治会の役員、民生児童委員、老人会及び各種福祉関係の団体の長であり、各支部の事務的な仕事をしているのは福祉主事等限られた人数であるので、見守り事業及び地域福祉活動計画策定事業等の新規事業を今後とも各支部で実施する必要であれば市社協からの積極的な人的援助を望みます。	本計画の重点施策①により、「見守り活動等の手引き」等をお示しし、また、重点施策③により各地区活動の立ち上げや計画づくりを支援していきたいと考えています。 ご意見は、計画の実施段階においても参考にしながら、社協とともに地域福祉の推進のため活動を支援していきたいと考えております。	—

	意見	岐阜市の考え方	該当ページ
40	<p>社協の活動は多岐にわたりますが、大きくとらえると社協は補助金を管理・支出するところとなっていますので、計画案を確実に実施する方策を希望します。</p>	<p>重点施策③ ii 「地域ごとの〇〇地区福祉活動計画づくり」により、各地区の住民が必要とする活動を明確にするプロセスも含めて活動を支援してまいります。いただいたご意見は、計画の実行段階においても重要であり、今後とも留意してまいります。</p>	—
41	<p>今後、高齢化社会に於いて、地域力の充実を市政として目標に進められることに対して応援いたします。実施するにあたり人材確保が当然問題視されますが、それなりの下地は全くないと言っても過言ではありません。現在の民生児童委員にこれ以上、負担させることは無理と存じます。</p> <p>教育研修を定期的(一方的)に実施されていますが、定型的でありまったく興味がありません。離れていく民生委員が心配です。</p> <p>自治会役員の今後の活用が充実の一策と思います。(一策も2年任期ではだめ) 地域力は横の団結が第一です。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p> <p>ご指摘の通り高齢化の進展に伴う、高齢者における支援ニーズが拡大する一方、人材を見出していくことが困難化していると認識しております。</p> <p>計画の重点施策①により、要支援者が「助けて」と言える、支える人が「大丈夫?」と声が掛け合える仕組みづくりと同時に、民生委員と社協支部関係者などの関係者間の連携円滑化を図ってまいります。さらに、重点施策②により活動の担い手づくり、重点施策③により、各地区の地域福祉活動計画づくりなども推進してまいります。これらの施策により民生委員活動の環境整備や自治活動の充実も図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見は、計画の実行段階においても重要だと考えますので、今後とも留意してまいります。</p>	—
42	<p>我々の地域では、自治会に加入しない。また脱退したい。老人クラブ加入したがる。社協の活動も後継者不足。リーダーが高齢化でほとんどの団体に同じようなことが言える。ボランティアにも限界があります。</p>	<p>ご指摘のとおり、本市内の多くの地域で、市民相互の支え合い(共助)の必要性が高まっている一方で、支え合い活動の担い手を増やしたり、活動の活発化を図ること等が困難化している現状も認識しております。</p> <p>重点施策にお示ししておりますように、見守り等の対象者とともに活動実践者も見出せる活動モデルの提案、関係者間の連携円滑化を図りながら活動の担い手を増やすご支援をしております。また、地域の実情や課題を共有しながら、地区ごとに総合的・計画的に事業を見直し・充実を図っていく方策を共に検討してまいりたいと感があります。</p> <p>なお、頂戴しましたご意見は、計画の実行段階においても重要と考えますので、今後とも留意してまいります。</p>	—
43	<p>P3に記述のある「支え合いたい」という市民の想いを形(行動)にすることで、グラフの中で「困っているときはお互いさまだから活発にしたい46%」とのデータがあるものの、実情は想いとは乖離している。我々住んでいる地域を見ると、40年以上も隣同士で住んでいるが、意外に相談し合える町内づき合いができていない。孤立している家庭も意外と多い事もよく認識し取り組むことが重要である。</p> <p>P14の「地域ごとの状況に応じた施策展開」ということで4機能(仲間づくり、課題発見、見守り、助け合い)は地域の福祉活動を進めるには非常に重要で我々の民生、社協等の活動に頭に入れておきたい事柄である。全体としては非常に良くまとまっている。今後の活動に生かしたい。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p> <p>アンケートにおいて、助け合いの重要性は認識していても、実際に実行するのは難しいことが分かりました。こうしたアンケートで判明した地域課題を解決していく施策として重点施策①～③を提案しました。</p> <p>より多くの市民が「支え合う地域社会を築いていきたい」という想いを行動に移していきたいよう、またそれによって支援を必要とする方が孤立することの無い地域社会を実現を図っていきたく考えます。</p>	—
44	<p>全体的に良くできていると思います。日頃感じていることだが、各種施策を展開していく上で、自治会加入拒否、老人クラブ加入拒否、障害者団体加入拒否等での住民が意外に多く情報が確立できない。また、例えば参加施策について言うならば、参加者が少ない。さらに加入者が固定化していることが多く、これ等の問題を少しでも解決していくことに力を入れてほしい。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p> <p>重点施策の実施等を通じ、引き続き各地域の課題を共有し、解決へ向けて協働していきたいと考えております。</p> <p>頂戴したご意見は、計画の実行段階においても重要であり、今後とも留意してまいります。</p>	—

	意見	岐阜市の考え方	該当ページ
45	<p>計画案は良く纏められており結構と思います。これが計画になり、次のステップ「実行」の段階に進んだ時、「計画」が、多岐にわたっており、誰が主体性をもって取り組むかが課題になりはしないでしょうか。計画された事柄に軽重はなく、全て大切な事ではありますが、段階を経て目指す姿の具現はいかがでしょうか。考え方の一つとして「5W1H」はいかがでしょうか？</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p> <p>もとより計画に、実施プロセスのすべてを記述することは困難ですが、「誰が（Who）」「何を（What）」を実施するのかが明確になるよう留意し取りまとめてまいります。</p> <p>「5W1H」は、計画の進捗管理をしていく上でも重視すべき要素であると考えますので、計画の実施段階においてもご意見に留意してまいります。</p>	—
46	<p>拝読させていただきました。すべてどのページも良く考えられております。</p> <p>P48はわれわれ後期高齢者には期待することばかり。地域の現在取り組んでいることを確実に実行し、又、今後計画していることも含め、岐阜市地域福祉推進担当の者よりアドバイス支援をお願いし、次世代の人に期待し、我々の今やっていること、やろうとしていることに目をやってほしい。安心安全に暮らすために自分たちの住む地域の実情に合った支え合い活動のしくみづくりを期待します。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p> <p>市・市社協とも、地域に担当部署の職員を派遣して研修会などを開く「出前講座事業」等を実施しておりますので、ぜひご活用ください。</p>	—
47	<p>全体として理解しやすい内容になっており。新事業の指導書として、地域の指導的立場の方に読んでもらいたい。各事業の支部実施状況の表示がなく、全体の数字で良いと思う。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p> <p>策定後は、この計画の内容を多くの市民に知っていただくために、様々な機会でも周知に努めます。</p>	—
48	<p>かつては当たり前に来ていた近所の支え合いができなくなり、公的支援が当たり前になった昨今、このような計画が出される意義は大きいと思う。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p>	—
49	<p>市と市社協の役割がはっきり記載され、わかりやすい。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p>	—
50	<p>民生委員・自治会・福祉委員・各種団体・地域住民等の連携を密にして、高齢者や障がいの者の困り事などを早期発見してつなげることは重要である。この計画が実現されることが望ましい。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p>	—
51	<p>地域福祉推進委員会と市と市社協等におかれて検討され、市・市社協一体化され策定されたことには大変ご苦労様でした。今後の5年計画福祉推進の程、よろしく申し上げます。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p>	—
52	<p>地域福祉が着実に前進することを願ってやみません。</p>	<p>計画についてご理解いただいた意見であると受け止めております。</p>	—

(4) 高齢福祉分野の法制度改革の動向 (35 ページの補足説明・岐阜市高齢者福祉計画抜粋)

本計画(35 ページ)においては、重点施策事業⑤による取組みを基礎としながらも、福祉行政の各法制度で求められる住民組織や NPO 等との協働の体制づくり等については、この計画とは別に事業計画等を定め、実施していくこととしました。これに該当することとして、この計画と同時期に策定した岐阜市高齢者福祉計画(第6期:平成27~29年度)に定める、「介護予防・日常生活支援総合事業」が挙げられます。

この事業は、介護保険法の改正(平成26年10月)に基づいて、これまで国の定めた基準により実施してきた介護予防給付を住民ボランティア組織や NPO 等の参画を得ながら本市独自の支援事業として実施していくものです。

※岐阜市高齢者福祉計画(第6期:平成27~29年度)P195~198より抜粋

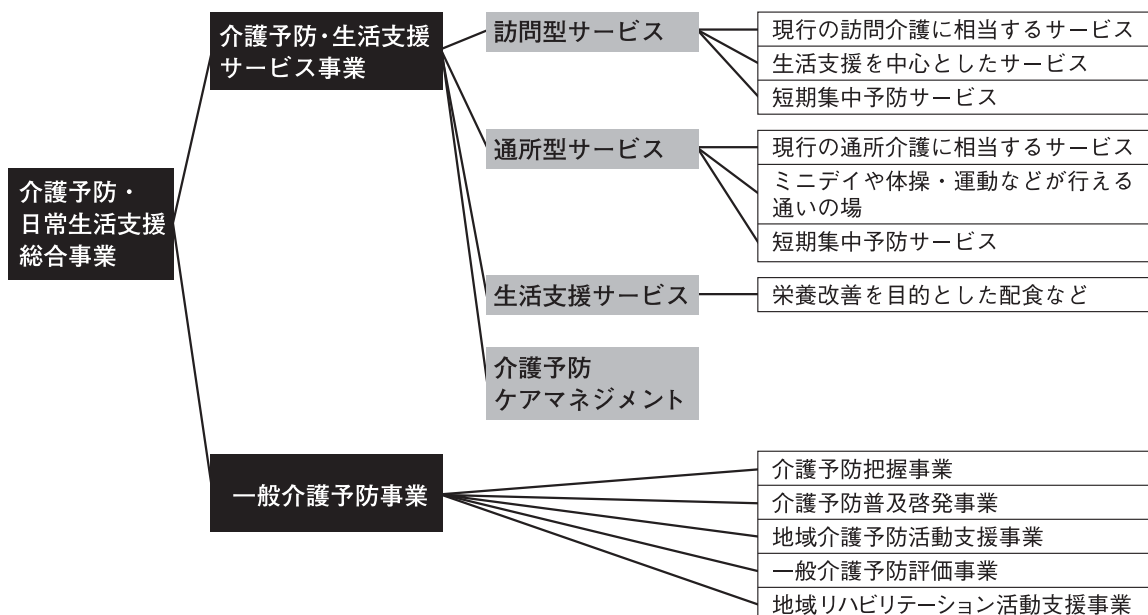
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化(平成28年度~)

要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援、および高齢者自身による多様なサービスの提供と介護予防を推進するために「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として現在ある総合事業の充実・強化をします。

平成27年度は地域で必要とされる事業(サービス種類)や実施方法について検討を行い、平成28年度の移行をめざします。

① 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

図4-2-17 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



② 新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施するうえでの課題

- 地域課題の把握と新しい介護予防・日常生活支援総合事業への反映方法
- 地域における社会資源の把握と協働
- NPO・ボランティア等の人材育成

③ 事業の内容および対象者

ア 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

対象者：制度改正前の要支援に該当する人

- 要支援認定を受けた人
- 基本チェックリスト該当者（事業対象者）

項目	事業内容（例）
訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活を送るために必要とされる支援
	<p>〈現行の訪問介護に相当するサービス〉 訪問介護員による身体介護や生活援助を受けることができます。</p> <p>〈生活援助を中心としたサービス〉 事業所・NPO・ボランティア・住民等により、生活援助を中心としたサービスを受けることができます。</p> <p>〈短期集中予防サービス〉 保健師等による相談指導を受けることができます。</p>
	機能訓練や集いの場の提供など、日常生活を送るために必要とされる支援
通所型サービス	<p>〈現行の通所介護に相当するサービス〉 通所介護事業所で入浴や食事サービスの提供、生活機能向上のためのサービスを受けることができます。</p> <p>〈ミニデイや体操・運動などが行える通いの場〉 事業所・NPO・ボランティア・住民等により、ミニデイや体操・運動などのサービスを受けることができます。</p> <p>〈短期集中予防サービス〉 生活機能を改善するためのプログラムに参加できます。 (運動器機能向上事業、口腔機能向上事業、認知症予防事業)</p>
	生活支援サービス
	<p>栄養改善を目的とした配食等の支援</p>
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターや居宅介護事業所がケアマネジメントを行います。

④ 事業実施時期

図4-2-18 予防給付による訪問介護・通所介護から、訪問型・通所型サービスへの移行



※経過措置期間中(平成28年度)、更新認定者の方は介護予防給付による「訪問介護」「通所介護」を利用できます。また、期間中であればいつでも「介護予防給付」から「総合事業」への切り替えができます。ただし、総合事業を選択した場合は、「介護予防給付」へ切り替えることはできません。

岐阜市地域福祉推進計画

平成 27 年 3 月 発行

岐阜市
福祉部 福祉政策課
〒500-8701
岐阜市今沢町 18 番地
電話 058-265-3891
FAX 058-267-6015

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
事業推進室 地域福祉推進グループ
〒500-8309
岐阜市都通 2 丁目 2 番地（岐阜市民福祉活動センター 2 階）
電話 058-255-5511
FAX 058-255-5512

